



LIFRE

**Legal Information Flash Report
from MCLAW**

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

本年6月1日に施行される改正刑法及び今国会において成立した民事裁判情報の活用の促進に関する法律についてご紹介します。

◆刑法の改正について

令和4年に成立した「刑法の一部を改正する法律」が、本年6月1日より施行されます。本稿では、拘禁刑の新設と執行猶予制度の改正をご説明します。

1. 拘禁刑の新設

従前、受刑者の自由を拘束する刑としては、刑務作業が義務付けられる「懲役」と、義務付けられない「禁錮」が定められていました。

もともと、殆どの受刑者が刑務作業を希望してこれに従事している実態から、**改正法は、これらを「拘禁刑」として統一し、刑務作業を行わせるかは受刑者ごとに決定されることとなりました。**また、受刑者の特性に応じた更生プログラムが実施されます。

2. 執行猶予制度

(1) 再度の執行猶予

再度の執行猶予とは、執行猶予期間中に罪を犯した者に対して、再び刑の執行を猶予する場合です。従前、再度の執行猶予は、1年以下の懲役又は禁錮を言い渡す場合のみ付することができるとされていましたが、**改正法は、その上限を2年に引き上げました。**

(2) 保護観察付執行猶予期間中の再度の執行猶予

保護観察とは、犯罪を犯した者を社会の中で更生させつつ、保護観察官や保護司等の有識者が必要な指導・支援等を行う処分をいいます。

従前、保護観察付執行猶予判決が下された場合、再度の執行猶予を付することができませんでしたが、改正法はこれを認めました。

(3) 執行猶予期間満了後の刑執行

改正前においては、再犯の判決確定までに猶予期間が満了した場合、前の刑の言い渡しが効力を失うため、今回の刑と併せて前の刑の執行を受けることはありませんでした。

しかし、**改正法は、執行期間満了前に公訴が提起された場合には、一定期間内は猶予の言渡しが続いているものとみなされる旨を定めました。**その結果、再犯の判決確定までに猶予期間が満了したとしても、前の執行猶予を取り消されることがあり得ることになります。

例) 5月1日まで犯罪①について刑の執行を猶予されているAが新たに犯罪②を犯し、4月10日に公訴が提起された。Aは、6月6日に犯罪②について有罪判決を受け、6月20日にこれが確定した。

→犯罪①の猶予期間満了前に公訴が提起されているため、猶予取消可。

◆民事判決のデータベース化

民事裁判の全判決をデータベース化する法律が令和7年5月23日に成立しました。公布から2年以内に施行される予定ですが、その概要について、ご紹介致します。

1. 従前の裁判例情報の公開

民事裁判例については、原則として何人も閲覧請求ができるのですが、利害関係を疎明しなければ謄写ができず（民訴法91条）、現実的に誰でもいつでも見れる状態にはなっていませんでした。そのため、先例としての意義が認められる裁判例を裁判所が公開したり、出版社が書籍に掲載したりして一般の目に触れる形になっていました。

ところが、情報通信技術の発展もあり、より広く国民の目に触れる形にすることが望ましいというところで今回の法律に至りました。

2. 新たな制度

新法に基づく制度が整備されれば、**裁判所の全ての裁判例情報は特定の非営利法人が情報処理機関として指定され、その上で同機関が裁判例情報を機械判読可能な情報にするとともに当事者情報を仮名化し、一般に提供されることが予定されています。**情報処理機関は有償でデータを提供することが考えられていますが、制度の趣旨に照らし、なるべく低廉なものとするのが想定されているそうです。

3. コメント

昨今、AIなどの情報処理技術の進化が著しいのですが、AIが取り込む情報が多い方がAIの情報の信頼性が高まることになると思われますので、AIを利用するにしてもしないにしても、これまで埋もれていた裁判例を参考にすることができるといって有益な制度変更ではないかと考えます。

(弁護士友成、弁護士門屋)

法務トピックス

◆労働安全衛生法改正（令和7年5月14日公布）

令和7年5月14日に改正労働安全衛生法が公布され、公布日以降、改正法が段階的に施行されます。**今回の改正では労働者にあたらぬ個人事業者等を対象とする安全衛生対策やストレスチェックの強化など多角的な観点から労働災害を防止するための規制が盛り込まれました。**まず、建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、「**施工方法」「作業方法」「工期」「納期**」等について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならないものとされ（改正法3条3項）、公布日から既に施行されております。